

カンボジア私的有限責任会社 VS 支店 VS 駐在員事務所

項目		私的有限責任会社	支店	駐在員事務所
1	法的地位	法人格を有する	法人格なし。親会社が支店の債権債務に無限責任を負う	法人格なし。親会社が駐在員事務所の債権債務に無限責任を負う
2	活動範囲	承認された事業範囲における関連経営活動(例えば、物品・サービスの販売・購入、製造業)に従事できる	承認された事業範囲における関連経営活動(例えば、物品・サービスの販売・購入、製造業)に従事できる	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動が限られ、営業活動(物品の購入・販売、役務供与、生産・加工・建設業務など)の従事が禁止 ・下記の活動のみに従事できる。親会社の業務連絡、商業情報の研究及びその情報の提供、業務関連の市場の調査、展示会又は事務所における商品の展示、展示ための商品の保管、事務所の賃借、現地労働者の雇用、親会社を代理して行う現地顧客との契約締結
3	登録資本金	最低資本金が 1,000 米ドル(十分な運転資本を備えるために、5,000 米ドルを登録資本金とすることをお勧めする)	登録資本金に関する制限なし	登録資本金に関する制限なし
4	年次事業申告書 (ADCE)	毎年 ADCE の作成が必要	毎年 ADCE の作成が必要	毎年 ADCE の作成が必要
5	労働者雇用	毎月国家社会保障基金に労働者の社会保険料の申告・納付が必要	毎月国家社会保障基金に労働者の社会保険料の申告・納付が必要	毎月国家社会保障基金に労働者の社会保険料の申告・納付が必要

項目		現地法人(私的有限責任会社)	支店	駐在員事務所
6	適格投資プロジェクト(QIP)	カンボジア開発評議会(CDC)の承認取得後、QIP 投資優遇措置(例えば、免税期間及び免税輸入)が適用可能	適用不可	適用不可
7	月次申告・納付	<ul style="list-style-type: none"> 月次で以下の税の申告・納付が必要 ・前払事業所得税(月次売上高の1%) ・源泉徴収税(10%-15%) ・付加価値税(価値の10%) ・給与所得税(5%-20%の累進課税) ・付加給付税(付加給付の相場価格の20%) 	<ul style="list-style-type: none"> 月次で以下の税の申告・納付が必要 ・前払事業所得税(月次売上高の1%) ・源泉徴収税(10%-15%) ・付加価値税(価値の10%) ・給与所得税(5%-20%の累進課税) ・付加給付税(付加給付の相場価格の20%) 	<ul style="list-style-type: none"> 営業活動が行えないが、月次で以下の税の申告・納付が必要 ・源泉徴収税(10%-15%) ・給与所得税(5%-20%の累進課税) ・付加給付税(付加給付の相場価格の20%)
8	事業登録税(Patent Tax、パテント税)	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年3月31日前に事業登録税の納付、パテント証明書の更新が必要 ・中規模納税者又は大規模納税者として登録可能(有限責任会社は中規模納税者の場合、約300米ドルの事業登録税の納付が必要。大規模納税者の場合、約750~1250米ドルの事業登録税の納付が必要) 	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年3月31日前に事業登録税の納付、パテント証明書の更新が必要 ・カンボジア法律により、大規模納税者のみとして登録可能、約750~1250米ドルの事業登録税の納付が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年3月31日前に事業登録税の納付、パテント証明書の更新が必要 ・中規模納税者として登録可能、約300米ドルの事業登録税の納付が必要
9	事業所得税の年次申告	課税年度末から3ヶ月以内に租税総局に年次申告書の提出が必要	課税年度末から3ヶ月以内に租税総局に年次申告書の提出が必要	課税年度末から3ヶ月以内に租税総局に年次申告書の提出が必要

もっと詳細な情報や支援をご希望の場合は、下記のお問い合わせをご利用になってください。

メール: info@kaizencpa.com 携帯電話: +852 5616 4140, +86 152 1943 4614

ライン・WhatsApp・Wechat: +852 5616 4140 Skype: kaizencpa

公式ウェブサイト: www.kaizencpa.com